

令和3年7月15日

事業者各位

福島労働局登録教習機関 第9号
登録有効期間 令和6年3月31日
林材業労災防止協会福島県支部
支部長 平子 作 磨

木材加工用機械作業主任者技能講習会開催について

労働安全衛生法の規定により次の規模に該当する事業場は、技能講習修了者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならないとなっております。

当支部では福島労働局登録教習として、下記のとおり講習会を開催いたしますので、未受講者は受講されますようご案内いたします。

該当事業場

- (1) 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうちに自動走材車式帯のこ盤が含まれている場合には3台以上）有する事業場において行う当該機械による作業
- (2) 万能木工機械（手押かんな盤、自動かんな盤、及び昇降盤を組み込まれたもの）のほか丸のこ盤、帯のこ盤などが2台、または自動走材車式帯のこ盤1台を有する事業場

記

1. 受講資格

木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
上記いずれかの業務に就労される場合が対象となります。

2. 開催日時・開催場所

月 日	時 間	開催地	会 場
令和3年9月7日(火) ～8日(水)	8：30～ 17：30	郡山市	福島県林業研究センター 郡山市安積町成田字西島坂1 024-945-2160

講習会場へのお問い合わせはご遠慮下さい。

受講者へは後日会場敷地内への入場時間を記した受講票を発行いたしますので、時間厳守でご来場ください。（許可された時間以外の敷地内への立ち入りは禁止されておりますのでご協力お願い致します。）

3. 講習科目・時間

第1日目

時間	範囲	時間
8:30~10:00 10:05~11:35	木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識（製材機械）	3 H
11:35~12:15	休憩（昼食）	
12:15~13:15	木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識（製材機械）	1 H
13:20~14:50 14:55~16:25	木材加工用機械作業の方法に関する知識（製材機械）	3 H
16:30~17:30	関係法令	1 H

第2日目

時間	講習科目	時間
8:30~10:00 10:05~11:35	木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識（木工機械）	3 H
11:35~12:10	休憩（昼食）	
12:10~13:10	木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識（木工機械）	1 H
13:15~14:15 14:20~15:20	木材加工用機械作業の方法に関する知識（木工機械）	2 H
15:25~16:25	関係法令	1 H
16:30~17:30	終了試験	1 H

4. 講習科目の受講の一部免除（「木材加工用機械作業主任者技能講習規程」第4条関係）

区分	受講の免除を受けることができる者	講習科目
I	<ol style="list-style-type: none"> 第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者（機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した 	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>作業の方法に関する知識</p>

	者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者には当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。 4. 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科、若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	
II	林災防が、労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）第36条第1項の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	作業に係る機械、その安全装置の種類、構造及び機能に関する知識

5. 講習科目の免除条件別講習時間

区分	免除の条件	学科講習時間
A	免除なし	15時間
B	免除あり（前記4のIの該当者）	2時間
C	免除あり（前記4のIIの該当者）	9時間

6. 受講料 区分A 13,200円（受講料11,000円、テキスト代2,200円 消費税含む）
 区分B 7,700円（受講料5,500円、テキスト代2,200円 消費税含む）
 区分C 11,000円（受講料8,800円、テキスト代2,200円 消費税含む）

7. 申込方法

- (1) 申込先 〒960-8043 福島市中町5番18号 林業会館内
 林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部
 TEL 024-523-3307 FAX 024-521-1308
- (2) 申込方法 別紙の申込書に必要事項を記入し、受講料、写真2枚（縦3cm、横2.5cm）、運転免許証の写しを添えて申し込んで下さい。受講料は申込書右下に振込予定日を記載して下記口座へ振り込んでください。振込手数料はご負担ください。

東邦銀行本店営業部 普通口座14449
 リンダイョウサハヒウキョウカイフクシマケンシブ シブチョウ タイロク サクマロ
 林材業労災防止協会福島県支部 支部長 平子 作磨

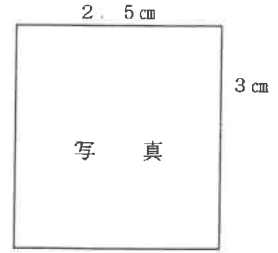
免除に該当する方は証明できる書類の写しを添付してください。

- (3) 申込期限 令和3年8月25日 期限前でも定員(20名)になり次第締め切ります。
 8. 携行品 筆記用具、昼食。(マスクの着用をお願いいたします。)
 9. 修了証 所定の技能講習を受講し、修了試験に合格した者に対し修了証を交付します。(遅刻、早退者は受験できません。)
 10. その他 不明な点は電話等で照会してください。電話024-523-3307

のり付け

写真
修了証に貼るの
で上部のみのり付

木材加工用機械作業主任者
技能講習受講申込書



ふりがな		性別		修了証番号	※
氏名		男女			
生年月日	年 月 日	交付年月日	※	年 月 日	
現住所	〒 _____				
勤務先	所在地				
	名称	TEL (_____)			
実務経験証明書					
<p>_____年 月 日より _____年 月 日までの通算 _____年 _____ヶ月間 木材加工用機械作業の業務に従事したことを証明します。</p> <p>_____年 月 日 所在地 _____ 事業場名 _____ 事業主名 _____ 印</p>					
<p>受講票希望送付先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事業所 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入する)</p>					
書換又は再交付	<p>※ 換・再 _____年 _____月 _____日 _____年 _____月 _____日</p>				

_____年 _____月 _____日

受講申込者氏名

印

(注) ※印以外は申込者において全部記載し、実務経験の証明を受けて提出すること。
講習科目一部免除希望者はこれを証明する書類の写しを添付すること。